

令和 4 年 5 月 17 日

(その他)
自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備
電子カルテ情報の取扱いについて

データヘルス改革に関する工程表 (抜粋)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
医療・介護分野での情報利活用の推進	<p>医療機関等で患者情報が閲覧できる仕組み</p>	<p>患者本人が閲覧できる情報(健診情報やレセプト・処方箋情報、電子カルテ情報、介護情報等)は、本人同意の上で、医療機関・介護事業所等でも閲覧可能とする仕組みを整備(2020年度以降順次～) ※ 災害・救急時には、本人確認のみで情報を閲覧可能な仕組みを整備。</p>	<p>その他情報(自治体検診、予防接種票、学校健診等)についても、2021年度中に国民に負担のかからない具体的な方策や開始時期についてIT室(デジタル庁)と共に調査検討し、結論を得る。</p>	<p>電子処方箋情報(リアルタイムの処方・調剤情報)22年夏～閲覧可 特定健診情報・薬剤情報(レセプトに基づく過去の処方・調剤情報)は2021年10月～閲覧可</p>			
	<p>医療機関間における情報共有を可能にするための電子カルテ情報等の標準化</p>	<p>すでに情報交換(画像情報・検査情報等)している医療機関など、準備が整っている機関では、下記にかかわらず共有開始</p>	<p>医療機関間で共有(交換)するデータ項目、技術的な基準の検討・決定</p>	<p>異なる電子カルテシステムやPHRとデータ交換可能な技術基準に対応した仕組みの開発</p>	<p>医療機関NWへの組み込み</p>	<p>対応可能な所から順次情報共有(2022年度以降順次～)</p>	<p>システム稼働(2024年度以降順次～)</p>
	<p>介護事業所間における介護情報の共有並びに介護・医療間の情報共有を可能にするための標準化</p>		<p>全国的に電子カルテ情報を閲覧可能とするための基盤のあり方(※)をIT室(デジタル庁)とともに調査検討し、結論を得る ※主体、費用、オンライン資格確認等システムや政府共通基盤との関係、運用開始時期、医療情報の保護と利活用に関する法制度の在り方</p>	<p>全国的に介護記録支援システムの情報を含めた介護情報を閲覧可能とするための基盤のあり方についてIT室(デジタル庁)とともに検討し、結論を得る</p>	<p>システム要件の整理、システム改修等</p>	<p>左記を踏まえたシステムの課題整理・開発</p>	<p>左記を踏まえたシステムの課題解決・システム開発</p>
	<p>自立支援・重度化防止等につながる科学的介護の推進</p>	<p>CHASEフィードバック機能の開発</p>	<p>事業所・利用者単位のフィードバックや解析による科学的介護の推進(2021年度～)</p>	<p>CHASE等による自立支援等の効果を検証</p>	<p>NDB・介護DB連結解析開始</p>	<p>VISIT・CHASEを一体的運用、介護DBとの連結解析開始</p>	<p>新たな情報収集システムに向けた更なるデータ項目の整理</p>

※ 2021年度から、CHASE・VISITを一体的に運用するにあたって、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、以下の統一した名称を用いる。
科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence; LIFE ライフ)

データヘルス改革に関する工程表 (抜粋)

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
自身の保健医療情報を見ることができる仕組みの整備	レセプト・処方箋情報							
	薬剤情報 (レセプトに基づく過去の処方・調剤情報)	システム改修	●	マイナポータルで閲覧可能 (2021年10月~)				
	電子処方箋情報 (リアルタイムの処方・調剤情報)	システム要件整理	システム改修	●	マイナポータルで閲覧可能 (2022年夏~)			
	医療機関名等 手術・透析情報等 医学管理等情報	システム要件整理	システム改修	●	マイナポータルで閲覧可能 (2022年夏~)			
	医療的ケア児等の医療情報	●	MEIS本格運用開始 (2020年7月~)		電子カルテ情報の標準化等の流れを踏まえつつ、救急搬送時の活用等の運用状況を踏まえた改善等、システムのあり方を検討・対応 (順次)			
	電子カルテ・介護情報等							
	検査結果情報 アレルギー情報	技術的・実務的課題等を踏まえつつ、閲覧可能な情報の優先順位付けを検討		システム要件の整理、システム改修等		●	マイナポータル等で閲覧可能 (2024年度~)	
	告知済傷病名	技術的・実務的課題等を踏まえつつ、傷病名の告知状況を確認できる方法を検討		告知済傷病名提供の具体的な仕組みを検討、システム要件の整理、システム改修等		●	マイナポータル等で閲覧可能 (2024年度~)	
	画像情報	技術的・実務的課題等を踏まえつつ、自身の健康管理に有用な観点からキー画像等画像情報の範囲や交換の仕組みを検討		システム要件の整理、システム改修等		●	マイナポータル等で閲覧可能 (2024年度~)	
	介護情報	CHASEフィードバック機能の開発	CHASE等の解説資料の利用者単位等のサイト構築 (2021年度~)		CHASE等による自立支援等の効果を検証		●	マイナポータル等で閲覧可能 (2024年度~)
その他の情報			技術的・実務的課題等を踏まえ、利用者や介護現場で必要となる情報の範囲や、全国的に介護情報を閲覧可能とするための仕組みを検討		システム要件の整理、システム改修等		●	
			技術的・実務的課題等を踏まえつつ、閲覧可能な情報の優先順位を行い、システム要件を整理、システム改修等				●	
							マイナポータル等で閲覧可能 (2025年度以降順次~)	

自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備 電子カルテ情報の取扱いについて

- これまで厚生労働省標準規格として採用したHL7 FHIRの3文書（診療情報提供書、退院時サマリー、健康診断結果報告書）において、告知済傷病名、さらには検査結果情報やアレルギー情報、画像情報の電子的仕様が定められた。（令和4年3月、厚生労働省標準規格化）
- 現在、医療情報ネットワークの基盤に関するワーキンググループにおいて、全国的に電子カルテ情報を閲覧可能とするための基盤について検討を進めていること

上記を踏まえ、今後、標準規格準拠の電子カルテの普及を促進することで、自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みも整備することとし、全国的に電子カルテ情報を閲覧可能とするための基盤構築とあわせて進めてはどうか。（2025年度以降に運用開始）